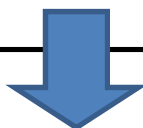


<解体工事業の新設に係る経過措置の終了に伴う注意点>

平成28年6月1日から3年間は経過措置期間として以下の取扱いを行って
いましたが、令和元年5月31日申請受付分まで(※)の取扱いとなりま
すのでご注意下さい!! (※府県での受付押印分まで)

1. 総合評定値

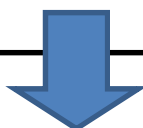
「とび・土工・コンクリート工事業」・「解体工事業」の経審を受審する場
合は、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」の総合評
定値も算出します。



※令和元年6月1日以降は、工事種類別完成工事高の業種コード『300』「と
び・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」は記入できません。

2. 技術者員名簿

「とび・土工・コンクリート工事業」及び「解体工事業」の2つを選んだ場合
のみ、その他1業種を追加で申請することができます。(通常、技術職員1人
につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となる
ことを認めるものです。)



※令和元年6月1日以降は、技術職員名簿の業種コード『99』「とび・土工
工事業・解体工事業(経過措置)」は記入できません。

経過措置対応を希望される申請者は
お早めにお手続きをお願いします!

お問い合わせ先

近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 調査係
TEL 06-6942-1141 (代表)